

(趣旨)

第1条 「港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）」第50条の3の規定に基づき、港湾脱炭素化推進協議会を設置するものとする。

(名称)

第2条 前条の港湾脱炭素化推進協議会は、「酒田港脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、酒田港において官民の連携による脱炭素化（社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化）の促進や、脱炭素化に資する港湾の効果的な利用の推進を図ることで、山形県の脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 酒田港における法第50条の2に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項
- (3) 計画の進捗状況の確認や達成状況の評価等に関する事項
- (4) その他、酒田港の脱炭素化推進に関して必要な事項

(構成)

第5条 協議会の構成は、別表のとおりとする。

- 2 構成員・オブザーバー（以下「構成員等」という。）の追加等は、事務局が決定する。
- 3 事務局は、必要に応じて、構成員等以外の者に対して、協議会への参加や資料提供、意見表明など必要な協力を求めることができる。

(座長の任命等)

第6条 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は事務局が招集し、構成員等にあらかじめ協議を行う事項を通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた構成員は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。
- 3 オブザーバーは協議が円滑に行われるよう、必要な助言をすることができる。
- 4 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(情報公開)

第8条 協議会における情報公開は、以下によるものとする。

- (1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、事務局が公開と判断したものについては報道機関を通じて公開するものとする。
- (2) 協議会資料は、議事次第を原則として公開することとし、議事次第以外の配布資料の公開又は非公開については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。ただし構成員等の発表資料は原則として非公開とする。
- (3) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第9条 協議会の構成員等及び第5条第3項の規定により協力を求めた構成員等以外の者は、協議会で知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

附 則

この規約は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日までの酒田港カーボンニュートラルポート協議会は、酒田港脱炭素化推進協議会と称し引き継ぐものとする。

酒田港脱炭素化推進協議会名簿

【構成員】

〔有識者〕

東北工業大学 教授 菊池 輝

〔企業等（五十音順）〕

花王株式会社

加藤総業株式会社

カメイ株式会社

酒田海陸運送株式会社

酒田共同火力発電株式会社

酒田天然ガス株式会社

サミット酒田パワー株式会社

荘内エネルギー株式会社

荘内ガス株式会社

庄内交通株式会社

鳥海南バイオマスパワー株式会社

東北エプソン株式会社

東北東ソー化学株式会社

日本重化学工業株式会社

株式会社日本政策投資銀行

日本通運株式会社

日之出石油株式会社

株式会社平田牧場

フジクラ産業株式会社

前田製管株式会社

NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター

山形トヨペット株式会社

〔行政機関〕

東北地方整備局酒田港湾事務所

山形県環境エネルギー部

山形県産業労働部

山形県県土整備部

山形県庄内総合支庁

酒田市

遊佐町

【オブザーバー】

東北経済産業局

東北運輸局山形運輸支局

【事務局】

山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所

東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課

酒田市地域創生部商工港湾課

酒田港脱炭素化推進協議会 規約 新旧対照表

資料 1 - 2

改正後	改正前	変更理由
<p style="text-align: center;">酒田港脱炭素化推進協議会 規約</p> <p>(趣旨) 第1条 「<u>港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）</u>」第50条の3の規定に基づき、<u>港湾脱炭素化推進協議会を設置するものとする。</u></p> <p>(名称) 第2条 <u>前条の港湾脱炭素化推進協議会は、「酒田港脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</u></p> <p>(目的) 第3条 <u>協議会は、酒田港において官民の連携による脱炭素化（社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化）の促進や、脱炭素化に資する港湾の効果的な利用の推進を図ることで、山形県の脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。</u></p> <p>(所掌事項) 第4条 <u>協議会は、以下に掲げる事項を協議する。</u> <u>(1) 酒田港における法第50条の2に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項</u> <u>(2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項</u> <u>(3) 計画の進捗状況の確認や達成状況の評価等に関する事項</u> <u>(4) その他、酒田港の脱炭素化推進に関して必要な事項</u></p> <p>(構成) 第5条 <u>協議会の構成は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>構成員・オブザーバー（以下「構成員等」という。）の追加等は、事務局が決定する。</u> 3 <u>事務局は、必要に応じて、構成員等以外の者に対して、協議会への参加や資料提供、意見表明など必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>(座長の任命等) 第6条 <u>協議会には座長及び副座長を置く。</u> 2 <u>座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。</u> 3 <u>副座長は、座長が指名する。</u> 4 <u>座長は、会務を統括し、会議の議長となる。</u> 5 <u>座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。</u></p> <p>(会議) 第7条 <u>協議会は事務局が招集し、構成員等にあらかじめ協議を行う事項を通知する。</u> 2 <u>前項の規定による通知を受けた構成員は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。</u> 3 <u>オブザーバーは協議が円滑に行われるよう、必要な助言をすることができる。</u> 4 <u>協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">酒田港カーボンニュートラルポート協議会 規約</p> <p>(趣旨) 第1条</p> <p style="text-align: center;"><u>山形県の国際物流の結節点かつ産業拠点である酒田港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート」を形成し、山形県の脱炭素社会の実現に貢献するため、「酒田港カーボンニュートラルポート協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、酒田港カーボンニュートラルポート形成計画の策定に必要な検討を行う。</u></p> <p>(構成) 第2条 <u>協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。</u> 2 <u>構成員等の追加等は、事務局が決定する。</u> 3 <u>協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(座長の任命等) 第3条 <u>協議会には座長及び副座長を置く。</u> 2 <u>座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。</u> 3 <u>副座長は、座長が指名する。</u> 4 <u>座長は、会務を統括し、会議の議長となる。</u> 5 <u>座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。</u></p>	<p>◆法第50条の3（※1）の名称へ</p> <p>◆協議会は法規定</p> <p>◆法第50の2に記載の文言を参考</p> <p>◆所掌事項は施行通知（※2）を踏まえて設定</p> <p>◆計画は法規定</p> <p>◆法第50条の3第2項により「構成員」は法規定となるためオブザーバーや事務局と区分</p> <p>◆施行通知を踏まえた記載に変更</p> <p>◆法第50条の3第3項規定事項</p> <p>◆法第50条の3第4項規定事項（会議欠席の場合は書面を想定）</p> <p>◆オブザーバーは法規定ではないため役割を明確化</p> <p>◆法第50条の3第6項規定事項</p>

※1：令和4年12月16日に施行された「港湾法の一部を改正する法律（令和4年法第87号）」により港湾法が改正された。（資料1-3参照）

※2：令和4年12月16日付け国土交通省港湾局長「港湾法の一部を改正する法律の施行について（通知）」により法改正の趣旨や留意事項が示されている。（配布省略）

酒田港脱炭素化推進協議会 規約 新旧対照表

改正後	改正前	変更理由
<p>(情報公開)</p> <p>第8条 協議会における情報公開は、以下によるものとする。</p> <p><u>(1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、事務局が公開と判断したものについては報道機関を通じて公開するものとする。</u></p> <p><u>(2) 協議会資料は、議事次第を原則として公開することとし、議事次第以外の配布資料の公開又は非公開については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。ただし構成員等の発表資料は原則として非公開とする。</u></p> <p><u>(3) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第9条 協議会の構成員等および第5条第3項の規定により協力を求めた構成員等以外の者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年10月7日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u> <u>令和 年 月 日までの酒田港カーボンニュートラルポート協議会は、酒田港脱炭素化推進協議会と称し引き継ぐものとする。</u></p>	<p>(協議会の取扱い)</p> <p>第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。</p> <p>一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。</p> <p>二 <u>議事次第は、原則として会議終了後に公開する。</u></p> <p>三 <u>議事次第以外の配布資料の公開又は非公開については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。ただし構成員等の発表資料は原則として非公開とする。</u></p> <p>四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。</p> <p>五 <u>必要に応じて構成員ではない外部有識者からのヒアリングを実施する。実施の可否については事務局が判断する。</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第5条 協議会の秘密保持は、以下によるものとする。</p> <p>一 <u>協議会の構成員は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。</u></p> <p>二 <u>必要に応じて外部有識者からのヒアリングを実施するが、当該有識者も、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年10月7日から施行する。</p>	<p>◆五の削除による</p> <p>◆規約第5条第2項の変更に伴う</p> <p>◆公開範囲を設定可能とし記載簡略化</p> <p>◆規約第5条第3項の変更により記載済のため削除</p> <p>◆規約第5条の変更に伴う。</p> <p>◆今までのカーボンニュートラルポート協議会の名称を変更し引き継ぐことを明記</p>

酒田港脱炭素化推進協議会 規約 新旧対照表

改正後	改正前	変更理由
<p style="text-align: center;">酒田港脱炭素化推進協議会名簿 別表</p> <p>【構成員】</p> <p>[有識者] 東北工業大学 教授 菊池 輝</p> <p>[企業等（五十音順）] 花王株式会社 加藤総業株式会社 カメイ株式会社 酒田海陸運送株式会社 酒田共同火力発電株式会社 酒田天然ガス株式会社 サミット酒田パワー株式会社 荘内エネルギー株式会社 荘内ガス株式会社 庄内交通株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社 東北エプソン株式会社 東北東ソー化学株式会社 日本重化学工業株式会社 株式会社日本政策投資銀行 日本通運株式会社 日之出石油株式会社 株式会社平田牧場 フジクラ産業株式会社 前田製管株式会社 NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター 山形トヨペット株式会社</p> <p>[行政機関] 東北地方整備局酒田港湾事務所 山形県環境エネルギー部 山形県産業労働部 山形県県土整備部 <u>山形県庄内総合支庁</u> 酒田市 遊佐町</p> <p>【オブザーバー】 東北経済産業局 東北運輸局山形運輸支局</p> <p>【事務局】 山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所 東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課 酒田市地域創生部商工港湾課</p>	<p style="text-align: center;">酒田港カーボンニュートラルポート協議会構成員等 別表</p> <p>【構成員】</p> <p>[有識者] 東北工業大学 教授 菊池 輝</p> <p>[企業等（五十音順）] 花王株式会社 加藤総業株式会社 カメイ株式会社 酒田海陸運送株式会社 酒田共同火力発電株式会社 酒田天然ガス株式会社 サミット酒田パワー株式会社 荘内エネルギー株式会社 荘内ガス株式会社 庄内交通株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社 東北エプソン株式会社 東北東ソー化学株式会社 日本重化学工業株式会社 株式会社日本政策投資銀行 日本通運株式会社 日之出石油株式会社 株式会社平田牧場 フジクラ産業株式会社 前田製管株式会社 NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター 山形トヨペット株式会社</p> <p>[行政機関] 東北地方整備局酒田港湾事務所 山形県環境エネルギー部 山形県産業労働部 山形県県土整備部</p> <p>酒田市 遊佐町</p> <p>【オブザーバー】 東北経済産業局 東北運輸局山形運輸支局</p> <p>【事務局】 山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所 東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課 酒田市地域創生部商工港湾課</p>	<p>◆法第 50 条の 3 の名称へ</p> <p>◆規約第 5 条第 2 項にて「構成員等」は事務局を含まないため「名簿」に変更。</p> <p>◆追加</p>

○ 香港法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

※ 香港法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）

第九章 港湾の効果的な利用に関する計画

第一節 港湾脱炭素化推進計画

（港湾脱炭素化推進計画の作成）

第五十条の二 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、**社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。**次項において同じ。）の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「**港湾脱炭素化推進計画**」という。）を作成することができる。

2 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針
 - 二 港湾脱炭素化推進計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業（以下「**港湾脱炭素化促進事業**」という。）及びその実施主体に関する事項
 - 四 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項
 - 五 計画期間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、港湾脱炭素化推進計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認める事項
- 3 前項第三号に掲げる事項には、港湾脱炭素化促進事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項
 - 二 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項
 - 三 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項
 - 四 第五十四条の三第二項の認定を受けるために必要な同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項
 - 五 第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定を受けるために必要な同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行う者に関する事項
 - 4 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。
 - 5 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
 - 6 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第一号又は第五号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
 - 7 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定める場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
 - 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

8 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条の三第四項に規定する措置を講じなければならない。

9 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により港湾脱炭素化推進計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更について準用する。

(港湾脱炭素化推進協議会)

第五十条の三

港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者

二 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者

三 関係する地方公共団体

四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。